

川崎市障害児施設・事業者の業務管理体制確認検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の27及び第21条の5の28、第24条の19の2において準用する第21条の5の27及び第21条の5の28、第24条の39及び第24条の40並びに障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成24年3月30日付け障発0330第32号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「検査指針」という。）に基づき、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設及び指定児童発達支援センター（以下「障害児入所施設等」という。）の設置者及び指定障害児相談支援事業者（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査等について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施及び均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

(検査対象者)

第2条 検査の対象となる者は、指定障害児通所支援事業者等であって、当該指定に係る障害児通所支援事業所、障害児入所施設等及び障害児相談支援事業所（以下「指定事業所等」という。）が本市内にのみ所在するものとする。

(検査体制)

第3条 検査は、国及び都道府県等と十分な連携を図り、効率的かつ効果的な実施に努めるものとする。

(検査の種類)

第4条 検査は、次に定める種別に応じ、検査指針を踏まえて実施するものとする。

(1) 一般検査

業務管理体制の届出内容を確認するため、第2条に規定するすべての指定障害児通所支援事業者等を対象に、実施するものとする。

(2) 特別検査

指定事業所等の指定取消処分相当事案が発生した場合に、当該指定障害児通所支援事業者等に対し実施するものとする。

(実施通知)

第5条 検査の実施に当たっては、実施時期、検査担当職員の氏名その他必要な事項を記載した通知（一般検査の場合は第1号様式、特別検査の場合は第2号様式）を検査対象となる指定障害児通所支援事業者等に対し、通知するものとする。ただし、立入検査を実施する場合において、通知をしないことが妥当であると認められるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、立入時に、検査対象となる指定障害児通所支援事業者等に対し告知する。

(検査の実施)

第6条 検査の実施については、次のとおりとする。

(1) 一般検査

業務管理体制の整備・運用状況を確認するため、次のアからエの方法により定期的に検査を実施する。

ア 法令遵守責任者の役割及びその業務内容、業務が法令に適合することを確保するための規程の内容及び業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）実施状況とその内容について、報告等を求める。

検査方法は、関係者から関係書類等を基に説明を求める面談方式によるものとするが、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン会議システムを活用することができるものとする。活用にあたっては、指定障害児通所支援事業者等の過度な負担とならないよう十分配慮し、また、業務管理体制の整備・運用状況を適切に管理する方法であれば、面談方式に限らず書面の記載内容の確認を行う書面方式による検査とする場合もある。

イ 指定障害児通所支援事業者等の従業者に出頭を求める。

ウ 指定障害児通所支援事業者等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証する。

エ 第7条に定める措置には至らないで改善を要する事項については、第3号様式により通知するものとし、改善の状況等について、期限を付して報告を求めるものとする。

(2) 特別検査

ア 指定事業所等の指定取消相当の事案が発覚した場合に、当該指定障害児通所支援事業者等及び指定事業所等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案組織的関与の有無を検証する。

イ 第7条に定める措置には至らないで改善を要する事項については、第3号様式により通知するものとし、改善の状況等について、期限を付して報告を求めるものとする。

ウ 指定障害児通所支援事業者等が行政上の措置に係る命令に違反したときは、当該違反の内容を指定事業所等の権限を有する関係都道府県又は市町村に通知するとともに、他の事業所等の指定・更新の拒否に該当する旨、あわせて通知するものとする。

(行政上の措置等)

第7条 検査の結果、次の各号に定める場合は、当該各号の行政上の措置をとるものとする。この場合において、指定障害児通所支援事業者等に対して当該行政上の措置を文書で通知するものとする。

(1) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認める場合、指定障害児通所支援事業者等に対して期限を定め、第4号様式にて、その是正を勧告し、第5号様式により改善報告を求めるものとする。この場合において、当該勧告を受けた指定障害児通所支援事業者等が、期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(2) 前号の規定による勧告を受けた指定障害児通所支援事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合、期限を定めて、第6号様式にて、そ

の措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、その旨を公示する。

2 前項に定める行政上の措置に係る対応について、指定障害児通所支援事業者等に対し、第7号様式にて、期限を付して報告を求めるものとする。

3 第1項第2号の規定による命令に該当すると認められる場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第2項の規定に基づき弁明の機会の付与を行わなければならない。

（特別な措置）

第8条 指定障害児通所支援事業者等が、一般検査において、前条第1項第2号の規定による命令に違反したときは、当該指定障害児通所支援事業者等の指定事業所等への立入検査を行い、当該指定事業所等の法令遵守状況について検証するものとする。ただし、指定障害児通所支援事業者等への立入検査後、既に指定事業所等の立入検査を実施し、事実関係を検証している場合には、この限りでない。

2 指定障害児通所支援事業者等が前条第1項第2号の規定による命令に違反したときは、第8号様式で関係都道府県知事又は関係市町村長に通知するものとする。

3 都道府県知事又は市町村長の求めに応じて立入検査を実施した場合の結果は、求めのあった都道府県知事又は市町村長に第9号様式で通知するものとする。この場合において、指定事業所等の指定取消が行われた不正事案への指定障害児通所支援事業者等の組織的関与の有無を検証したときは、その結果を関係都道府県知事又は関係市町村長に対しても通知するものとする。

（情報管理）

第9条 検査担当職員は、検査等に関する情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法令、一般的な行政文書の管理に関する規程等に即して、検査及び指導監督の目的以外には使用しないよう適切に管理する。

（国への報告）

第10条 市は、業務管理体制の検査の実施状況等について、別に定めるところにより厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、指定障害児通所支援事業者等の業務管理体制確認検査に関して必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月16日から施行する。

第1号様式

第 号
年 月 日

住所
法人名
代表者職氏名

川崎市長

業務管理体制の整備に関する報告等の徴収について（通知）

貴社（法人）に係る標記について報告等を求めることとしたので、通知します。

- 1 報告等の根拠規定
- 2 報告等の日時及び場所
- 3 検査担当者
- 4 提出書類
- 5 その他

第2号様式

第 号
年 月 日

住所
法人名
代表者職氏名

川崎市長

業務管理体制の整備に関する立入検査の実施について（通知）

貴社（法人）に係る標記検査を実施することとしたので通知します。

- 1 立入検査の根拠規定
- 2 立入検査の日時及び場所
- 3 検査担当者
- 4 立入検査の内容
- 5 準備する資料
- 6 その他

第3号様式

第 号
年 月 日

住所
法人名
代表者職氏名

川崎市長

業務管理体制の整備に係る検査結果について（通知）

貴社（法人）に係る業務管理体制の整備について、 年 月 日に検査を実施したところですが、次の事項について、改善を要するものと認められますので通知します。
なお、改善の状況等について、 年 月 日まで、文書で当職までご回答ください。

改善を要する事項

住所
法人名
代表者職氏名

川崎市長

業務管理体制の整備について（勧告）

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第 条の規定に基づき、 年 月 日に実施した検査の結果、適正な業務管理体制を整備していないことが認められましたので、法第 条の規定に基づき、次のとおり勧告します。

なお、この勧告に係る期限までに、勧告に従わなかった場合は、同条第 項に基づき、その旨を公表することがあります。また、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、同第 項の規定に基づき、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命ずるとともに、その命令をした場合は、同条第 項の規定に基づき、その旨を公示することになります。

- 1 事業者名
- 2 勧告理由
- 3 勧告事項
- 4 改善期限
- 5 改善報告書の提出

第5号様式

勧告事項改善報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

法人名

住 所

代表者名

印

(法人代表者印)

年 月 日により勧告のあった事項について、次のとおり改善結果を報告します。

改 善 事 項	改善結果（具体的に記入）	備 考

※ 備考欄は、勧告のとおり改善した場合は、改善結果と添付資料の関連を明記し、改善できなかった場合は、その理由を詳しく記入すること。

住所
法人名
代表者職氏名

川崎市長

業務管理体制の整備について（命令）

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第 条の規定に基づき、 年 月 日で勧告したところ、正当な理由なく同勧告に係る措置がとられていないと認められるので、同条第 項の規定に基づき、次のとおり改善を命令します。

また、この改善命令については、同条第 項の規定に基づき、その旨を公示することを申し添えます。

- 1 事業者名
- 2 命令事項
- 3 改善期限
- 4 改善報告書の提出
- 5 教示

第7号様式

命令事項改善報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

法人名
住 所
代表者名

印
(法人代表者印)

年 月 日により命令のあった事項について、次のとおり改善結果を報告します。

命 令 事 項	改善結果（具体的に記入）	添付資料

※ 改善結果が確認できる資料に番号を付し、添付資料欄にその番号を記入すること。

第8号様式

第 号
年 月 日

関係都道府県知事又は
関係市町村長 殿

川崎市長

命令違反の通知

標記について、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法という。」）第 条
の規定に基づき通知する。

- 1 事業者名
- 2 違反の内容
- 3 その他

第9号様式

第 号
年 月 日

権限行使を求めた
都道府県知事又は市町村長 殿

川崎市長

権限行使の結果（通知）

標記について、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法という。」）第 条
の規定に基づき通知する。

- 1 検査実施事業者名
- 2 検査実施年月日
- 3 検査結果の概要等